

【参考 1】 雇用保険法施行規則（抄）

（昭和五十年三月十日労働省令第三号）

（実践型地域雇用創造事業）

第百四十条 法第六十二条第一項第六号又は第六十三条第一項第八号に掲げる事業として、地域雇用開発促進法第六条第二項第五号に規定する地域雇用創造協議会からの提案に係る次に掲げる事業であつて、厚生労働大臣が当該同意自発雇用創造地域における雇用の創造に資するために適当であると認めるものを行うものとする。

- 一 同意自発雇用創造地域内に所在する事業所の事業主であつて新たな事業の分野への進出又は事業の開始に伴い当該同意自発雇用創造地域内に居住する求職者を雇い入れようとするものの相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う事業
- 二 同意自発雇用創造地域内に居住する求職者又は当該同意自発雇用創造地域内に所在する事業所に被保険者として雇用されることとなつている者（当該同意自発雇用創造地域内に居住しているものに限る。）（次号において「求職者等」という。）に対して、就職又は職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習その他の援助を行う事業
- 三 同意自発雇用創造地域内に所在する事業所の事業の概要、当該事業所に係る求人及び前号に規定する講習その他の援助に関する情報を収集し、及び求職者等に対し提供し、並びに当該求職者等の相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う事業
- 四 前三号の事業と相まつて雇用機会を増大させるために行う新たな事業の分野への進出等を行う取組に係る事業であつて、同意自発雇用創造地域における雇用の創造に資する事業
- 五 前四号に掲げるもののほか、同意自発雇用創造地域における雇用の創造に資する事業

地域雇用創造利子補給金（実践型地域雇用創造事業）交付要綱

（通則）

第1条 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第140条第5号の規定により実施する地域雇用創造利子補給金（実践型地域雇用創造事業）（第26条を除き、以下「利子補給金」といい、各様式においては「実践型地域雇用創造事業関連融資利子補給金」という。）の支給は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この要綱で定めるところによる。

（目的）

第2条 この利子補給金は、実践型地域雇用創造事業（雇用保険法施行規則第140条に規定する実践型地域雇用創造事業をいう。以下同じ。）の雇用創出実践メニューで開発された成果物のノウハウを提供するセミナーの受講等により、地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第2条第3項第4号に規定する協議会が開発した成果物のノウハウの提供を受けるとともに、ノウハウを活用し、創業や事業拡大を行う事業主等に対して金融機関が行う融資事業に対し、必要な経費を国が利子補給することにより、雇用機会が不足している地域において雇用機会を増大させ、労働者の雇用の安定を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 この要綱における「金融機関」とは、次に掲げるものをいう。

- ① 銀行
- ② 信用金庫及び信用金庫連合会
- ③ 労働金庫及び労働金庫連合会
- ④ 信用協同組合及び信用協同組合連合会
- ⑤ 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- ⑥ 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- ⑦ 農林中央金庫
- ⑧ 株式会社商工組合中央金庫

⑨ 株式会社日本政策投資銀行

二 「協議会」とは、地域雇用開発促進法（昭和 62 年法律第 23 号）第 2 条第 3 項第 4 号に規定する協議会をいう。

三 「支給対象事業」とは、第 6 条第 1 項の指定金融機関が第 8 条第 1 項の推薦事業者に対して行う融資事業をいう。

四 「指定事業」とは、実践型地域雇用創造事業で開発された成果物のノウハウを活用した創業又は事業拡大に係る事業をいう。

（利子補給金の支給）

第 4 条 厚生労働大臣（以下「大臣」という。）は、第 6 条第 1 項の指定金融機関が支給対象事業を行う場合、予算の範囲内において、当該指定金融機関に対して融資を行った日から 5 年間を限度として、利子補給金を支給する。

（指定金融機関の申請）

第 5 条 第 2 項で定める指定金融機関の要件を満たす金融機関であって、指定金融機関の指定を受けようとする金融機関は、様式第 1 号の「指定金融機関の指定申請書」に次に掲げる書類を添えて、大臣に申請しなければならない。

一 定款

二 登記事項証明書

三 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算書

四 第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる要件に適合することを証する書類

五 前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2 指定金融機関の要件は、次に掲げるものとする。

一 協議会の構成員であること。

二 支給対象事業を安定して行うために必要な経理的基礎を有すること。

三 指定を受けた日から 3 年以内に利子補給契約に係る融資を行うことが見込まれること。

（指定金融機関の指定等）

第 6 条 大臣は、金融機関から前条の申請があつた場合には、その内容を審査し、適正と認められるときは、当該金融機関を指定金融機関に指定し、様式第 2 号の「指定金融機関の指定通知書」により通知するものとする。

2 金融機関は、実践型地域雇用創造事業ごとに指定を受けるものとする。

3 大臣は、金融機関と事業者の間における利子補給金に係る経理処理の確認その他の必要があると認めるときは、前条の申請を行った金融機関に対し、必要な書類を提出させ、又は説明を求めることができる。

- 4 前条の申請から第1項の金融機関の指定までに要する標準的な期間は、20営業日とする。

（事業者への推薦の申請）

第7条 指定金融機関は、指定事業を行う事業者に対し、利子補給金の支給を受けて、当該指定事業を実施するために必要な融資を行おうとする場合には、様式第3号の「実践型地域雇用創造事業関連融資対象事業者の推薦申請書」（以下「推薦申請書」という。）を大臣に提出し、その事業者への推薦を申請しなければならない。

- 2 前項の推薦申請書の提出に当たっては、前項の事業者から様式第4号の「実践型地域雇用創造事業関連融資対象事業者補足票」（以下「補足票」という。）の提出及び実践型地域雇用創造事業を実施する協議会から様式第5号の「実践型地域雇用創造事業関連融資対象事業者確認書」（以下「確認書」という。）の交付を受けた上で、当該補足票及び確認書を添えるものとする。

（推薦事業者の決定等）

第8条 大臣は、指定金融機関から前条の申請があった場合において、その内容が次に掲げる要件のいずれにも適合している場合には、当該事業者を推薦事業者として決定し、様式第6号の「実践型地域雇用創造事業関連融資対象事業者の推薦通知書」により通知するものとする。

- 一 実践型地域雇用創造事業の成果物公開セミナーの受講等により、協議会が開発した成果物のノウハウの提供を受けるとともに、指定事業を行う事業者であること。
- 二 当該事業者が実施する事業が実践型地域雇用創造事業の実施と相まって地域の効果的な雇用創造に資すると認められること。
- 三 支給対象事業に係る融資を受けた日から5年以内に1人以上の雇用を増加させることを指定金融機関に誓約していること。
- 四 資金計画が適正であると認められること。

- 2 大臣は、事業者を推薦事業者として決定するに当たり、前条第1項の推薦申請書（補足票及び確認書を含む。以下同じ。）に記載された事業が適正に実施されるために必要があると認めるときは、推薦申請書を提出した指定金融機関に対し、必要な措置を求めるものとする。

- 3 第1項の推薦事業者の有効期間は、第1項の決定を行った日から実践型地域雇用創造事業実施期間の最終の日までとする。なお、推薦申請書に記載された事項に変更がない限り、推薦事業者は有効期間中に指定金融機関から指定事業を実施するために必要な融資を複数回申請することができる。

- 4 前条の申請から第1項の推薦事業者の決定までに要する標準的な期間は、20営業日とする。

(利子補給契約の申込み)

第9条 指定金融機関は、大臣と利子補給契約を締結しようとする場合には、様式第7号の「実践型地域雇用創造事業関連融資利子補給契約申込書」(以下「申込書」という。)に次に掲げる書類を添えて、大臣に申請しなければならない。

- 一 指定金融機関が推薦事業者に対し、推薦事業者の有効期間内に融資を行ったことが分かる貸付契約書の写し
- 二 前号に係る指定金融機関と推薦事業者との間で約した償還年次表
- 三 単位期間ごとの利子補給金の額の計算表
- 四 その他大臣が必要と認める書類

2 前項の申込書の提出は、指定金融機関が推薦事業者に対し融資を行った日から5営業日以内に行うものとする。

(利子補給契約の締結)

第10条 大臣は、指定金融機関から前条の申請があった場合には、その内容を審査し、適正と認められるときは、様式第8号の「実践型地域雇用創造事業関連融資利子補給契約書」(以下「利子補給契約書」という。)により、当該指定金融機関と利子補給契約を、予算で定める額の範囲内で、締結する。

- 2 利子補給契約に係る約款は、様式第8号の利子補給契約書別紙に規定するとおりとする。
- 3 大臣は、利子補給契約を締結しようとする指定金融機関の了承を得て、前項の約款の追記及び削除を行うことができる。
- 4 前条の申請から第1項の利子補給契約の締結までに要する標準的な期間は、20営業日とする。
- 5 大臣及び指定金融機関は、第1項の利子補給契約を締結した後、当該利子補給契約の記載事項に変更が生じた場合には、遅滞なく様式第9号の「実践型地域雇用創造事業関連融資利子補給変更契約書」により利子補給変更契約を締結しなければならない。
- 6 大臣は、前項の利子補給変更契約を締結する場合には、当該指定金融機関に対して大臣が必要と認める書類を提出させることができるものとする。

(単位期間)

第11条 支給対象事業の利子補給に係る単位期間は、毎年2月21日から同年8月20日までの期間及び毎年8月21日から翌年2月20日までの期間とする。

- 2 7月21日から8月20日までの期間又は1月21日から2月20日までの期間に融資が行われた場合、指定金融機関は、当該融資の日から翌年2月20日までの期間又は8月20日までの期間を第1回目の単位期間とすることができる。

(支給の申請)

第12条 指定金融機関は、利子補給金の支給を受けようとするときは、前条に定める単位期間終了後10日以内に、様式第10号の「実践型地域雇用創造事業関連融資利子補給金支給申請書」に次に掲げる書類を添えて、大臣に申請しなければならない。

- 一 利子補給金に係る貸付契約書の写し及びこれに係る償還年次表
- 二 前号の貸付契約書に係る償還が当該貸付契約書で定める貸付条件どおりに行われていることを証する書類
- 三 雇用創造効果が確認できる書類
- 四 雇用要件による調整後の単位期間ごとの利子補給金の額の計算表
- 五 その他大臣が必要と認める書類

(支給額の算出)

第13条 単位期間ごとに支給する利子補給金の額は、予算の範囲内において、貸付残高が貸付契約に基づく弁済により変動するごとに、次に掲げる算式をもって計算することとする。

$$\text{利子補給金の額} = A \times \frac{B}{365} \times C$$

A：単位期間における利子補給契約の対象である貸付契約の貸付残高（ただし償還に延滞（当該貸付契約で定める貸付条件どおりに行われない事態をいう。）又は貸付条件の変更が認められる場合にはこの限りではない。）

B：Aの貸付残高の存する日数

C：利子補給率1.0%（ただし、貸付契約に基づく貸付金利が1.0%を下回る場合は、貸付金利を利子補給金の上限とする。）

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の算式をもって計算した当該利子補給契約による利子補給金の額の合計が当該年度の予算から既に締結した利子補給契約による利子補給金の額の合計を差し引いた残額を超えることが明らかになった場合、当該超えることが明らかになった新たに締結する利子補給契約の利子補給金については、次に掲げる算式をもって按分計算した額とし、予算の範囲内において支給するものとする。

$$\text{新たに締結する各利子補給契約による利子補給金の額} = A \times \frac{B}{C}$$

A：利子補給金年度予算額（既に締結した利子補給契約による利子補給金の額の合計）

B：単位期間において新たに締結する各利子補給契約について、その対象である貸付契約の貸付残高

C：Bの各利子補給契約に係る貸付残高の合計

(利子補給金の支給決定等)

第14条 大臣は、指定金融機関から第12条の申請があった場合、その内容を審査した上で、適正と認められる場合は、利子補給金の支給決定を行い、様式第11号の「実践型地域雇用創造事業関連融資利子補給金支給決定・額の確定通知書」(以下「支給決定通知書」という。)により、指定金融機関に通知するものとする。

2 大臣は、前項の支給決定に当たり、必要な条件を付することができる。

3 第12条の申請から第1項の支給決定までに要する標準的な期間は、10営業日とする。

4 指定金融機関に対して利子補給金を支給する日は、9月28日及び3月28日とする。なお、当該支給する日が行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に規定する行政機関の休日であるときはその翌日を支給する日とする。

(指定金融機関の指定の取消し等)

第15条 大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第5条の申請に係る虚偽の記載その他の不正の手段により指定を受けたとき
- 二 第5条第2項各号の要件を満たさなくなったと認めるとき
- 三 その他指定金融機関が支給対象事業の適正な実施を行うことができなくなったと認めるとき

2 大臣は、前項の規定により指定金融機関の指定を取り消す場合には、当該指定を取り消す事由の発生した日に遡及して取り消すこととする。

3 大臣は、第1項の規定により指定金融機関の指定を取り消したときは、その旨及びその理由を当該指定の取消しを受けた指定金融機関に書面で通知するものとする。

(推薦事業者の推薦の取消し)

第16条 大臣は、推薦事業者が次の各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、その推薦を取り消すことができる。

- 一 第7条の申請に係る虚偽の記載その他の不正の手段により推薦を受けたとき
- 二 第8条第1項各号の要件を満たさなくなったと認めるとき
- 三 その他推薦事業者が指定事業の適正な実施を行うことができなくなったと認めるとき

2 大臣は、前項の規定により推薦事業者の推薦を取り消す場合には、当該推薦を取り消す事由の発生した日に遡及して取り消すこととする。

3 大臣は、第1項の規定により推薦事業者の推薦を取り消したときは、その旨及びその理由を当該取消しを受けた推薦事業者に係る指定金融機関に対し、書面で通知するものとする。

(取消しによる支給の停止等)

第17条 大臣は、第15条第1項の規定により指定金融機関の指定を取り消した場合には、当該指定金融機関との間で締結した利子補給契約を当該指定を取り消す事由の発生した日に遡及して取り消し又は解除するものとし、当該指定の取消しを通知した日より利子補給金の支給を停止するものとする。

2 大臣は、前項の規定により利子補給契約を取り消し又は解除した場合には、その旨及びその理由を当該取消し又は解除を受けた指定金融機関に書面で通知するものとする。

3 指定金融機関は、第1項に規定する利子補給契約の取消し又は解除があった場合には、第15条第1項各号による当該指定を取り消す事由の発生した日以降に係る支給済みの利子補給金を大臣に返納しなければならない。

4 前3項の規定は、前条第1項の規定により推薦を取り消した場合に準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項	第15条第1項の規定により指定金融機関の指定を取り消した場合	前条第1項の規定により推薦事業者の推薦を取り消した場合
	当該指定金融機関	当該推薦に係る指定金融機関
	当該指定を取り消す事由	当該推薦を取り消す事由
	当該指定の取消し	当該推薦の取消し
第3項	第15条第1項各号による当該指定を取り消す事由	前条第1項各号による当該推薦を取り消す事由

5 大臣は、第12条第2号に掲げる書類を確認した上で、償還に延滞（貸付契約で定める貸付条件どおりに行われない事態をいう。）又は貸付条件の変更が認められる場合には、利子補給金の支給の停止又は当初貸付契約による貸付残高に基づき計算された利子補給金の支給とすることができる。

(誓約の未達成時の支給決定の取消し)

第18条 大臣は、事業者が指定金融機関に対して第8条第1項第3号に掲げる誓約内容を達成できなかった場合（やむを得ない特段の事情があると大臣が認めた場合を除く。）には、第14条第1項の規定による利子補給金の支給の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は支給の決定の内容若しくは同条第2項の規定により付した条件を変更することができる。

2 大臣は、前項に規定する支給決定の取消し等を行った場合には、その旨及びその理由を当該指定金融機関に通知するとともに、当該取消し等に係る部分について、既に利子補給金が支給されているときは、当該利子補給金の全部又は一部の返納を命ずることが

できる。

（支給申請の取下げ）

第19条 指定金融機関は、第14条第1項の支給決定の内容又は同条第2項により付された条件について不服がある場合には、利子補給金の支給申請を取り下げることができる。

2 指定金融機関は、前項に基づく取下げを行う場合には、支給決定通知書を受領した日から起算して5日以内に、支給申請を取り下げる旨を記載した書面を大臣に提出することにより取り下げるものとする。

（変更等の報告）

第20条 指定金融機関は、次の各号に掲げる場合には、大臣に報告しなければならない。

- 一 推薦事業者が実施する指定事業の内容に変更が生じた場合
- 二 推薦事業者が実施する指定事業の中止又は廃止が生じた場合
- 三 当該指定金融機関が申請した様式第1号の「指定金融機関の指定申請書」に記載した事項に変更が生じた場合

2 指定金融機関は、前項第1号に掲げる場合にあっては様式第12号の「実践型地域雇用創造事業関連融資利子補給金指定事業変更等報告書」により、同項第2号に掲げる場合にあっては様式第13号の「実践型地域雇用創造事業関連融資利子補給金指定事業（中止・廃止）報告書」により、同項第3号に掲げる場合にあっては様式第14号の「指定金融機関の名称等変更報告書」により、大臣に報告するとともに、その写しを実践型地域雇用創造事業を実施する協議会に送付するものとする。

3 大臣は、第1項の報告があった場合には、指定金融機関に対しその内容について確認を求めることができる。

（状況報告）

第21条 指定金融機関は、支給対象事業の遂行状況について、大臣の要求があったときは遅滞なく、様式第15号の「実践型地域雇用創造事業関連融資利子補給金対象事業状況報告書」により、大臣に報告しなければならない。

（報告による支給の停止）

第22条 大臣は、第20条第1項（第3号を除く。）及び第21条に規定する報告の内容から利子補給金の支給を停止することが適当と認める場合には、当該報告を受領した日より当該利子補給金の支給を停止するものとする。この場合において、当該利子補給金に係る利子補給契約を解除することができる。

2 大臣は、前項に規定する利子補給契約の解除を行った場合には、その旨及びその理由を当該指定金融機関に書面で通知するとともに、当該指定金融機関に対して、当該利子

補給契約の解除日までに支給した利子補給金の全部又は一部について返納を命ずることができる。

(完了等報告)

第23条 指定金融機関は、支給対象事業が完了した場合には、遅滞なく様式第16号の「実践型地域雇用創造事業関連融資利子補給金対象事業実績報告書」を大臣に提出しなければならない。

2 指定金融機関は、事業者が指定金融機関に対して誓約する第8条第1項第3号について、大臣の要求があったとき、誓約内容を達成したとき、誓約期間が終了したとき又は支給対象事業の利子補給に係る最後の単位期間が終了したときは、遅滞なく様式第17号の「実践型地域雇用創造事業関連融資利子補給金対象事業効果報告書」により、大臣に報告しなければならない。

3 大臣は、指定金融機関から前項の報告があった場合には、その内容の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、誓約内容の達成を認めたときは、その旨を様式第18号の「実践型地域雇用創造事業関連融資利子補給金対象事業効果承認通知書」により金融機関に通知するものとする。

(監査)

第24条 大臣は、前条の報告に基づき必要と認める場合には、指定金融機関に対し監査を行うことができるものとする。

2 大臣は、前項に規定する監査を行った結果、指定金融機関及び推薦事業者の不適切な事務処理その他大臣が利子補給金の支給を停止することが適当と認められる事由が明らかになった場合には、当該利子補給金の支給を停止するものとする。この場合において、当該利子補給金に係る利子補給契約を解除することができる。

3 大臣は、前項に規定する利子補給契約の解除を行った場合には、その旨及びその理由を当該指定金融機関に書面で通知するとともに、当該指定金融機関に対して、当該利子補給契約の解除日までに支給した利子補給金の全部又は一部について返納を命ずることができる。

4 大臣は、前項の規定に基づき利子補給金の返納を命ずる場合には、当該利子補給金の受領の日から納付の日までの期間に応じ、当該利子補給金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

5 第3項に基づく利子補給金の返還期限及び前項の加算金の納付期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対し、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

6 前2項の規定は、第17条第3項、第18条第2項及び第22条第2項の規定により利子補給金の返納を命ずる場合にも準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の中欄、中右欄及び右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4項	前項	第17条第3項	第18条第2項	第22条第2項
第5項	第3項	第17条第3項	第18条第2項	第22条第2項

（利子補給金の経理）

第25条 指定金融機関は、利子補給金の経理について、利子補給金以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を利子補給金の支給を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

（他の利子補給金との併用禁止）

第26条 地域雇用創造利子補給金（実践型地域雇用創造事業）は、国による他の利子補給金と併用することはできない。

附則

（適用期日）

第1条 本要綱は、平成28年7月6日から適用する。